

日・アルゼンチン投資協定

1. 投資協定の概況

投資協定とは、投資規制を出来る限り無くし、投資を自由に行うことの出来る環境を整え、投資家及び投資財産を保護するための協定である。WTO協定は「貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMs協定）」により、国際投資を規律しているが、その対象は限定されたものとなっている。このため、各国は国際投資の更なる保護及び促進を目指し、これまでに3,322件（2017年度末時点）の投資関連協定（投資協定及び投資章を含む経済連携協定（EPA））を締結してきている¹。日本も2019年4月1日現在、43件の投資関連協定（投資協定29件、EPA14件）を延べ71の国・地域と締結済みであり、これらの協定の対象は、対外直接投資残高の約6割を占める国・地域に及ぶ。他方、企業等からは投資協定締結の空白となっているブラジルや南アフリカ共和国を始めとする中南米・アフリカ諸国との協定の締結の要望もなされている²。

投資協定は、①投資家が相手国に参入した後のみ安定的な投資活動を法的に保障する「保護型」と、②「保護型」の内容に加え、投資家が相手国の企業等と同様の条件で投資に参入することを保障する「自由化型」の2種類に大別される。各投資協定の規定内容及びその条文は協定ごとに異なるものの、主な規律は概ね共通している。

日本政府は、投資協定の締結方針として、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（2016年5月11日公表）において、2020年までに100の国・地域を対象とする投資関連協定の署名・発効を目指すとともに、交渉に当たっては「自由化型」協定の締結を念頭に、高いレベルの質の確保を追求していく旨を掲げて、交渉に取り組んでいる。

2. 日・アルゼンチン投資協定締結の背景・経緯

アルゼンチンは、ブラジル等6か国が加盟する関税同盟である南米南部共同市場（メルコスール）を重要な市場に位置付けつつ、アジア地域等との通商面での連携も重視してきている。特に、2015年12月に発足したマクリ政権は、前政権の保護主義的な経済運営を改め、外貨取引規制の撤廃等の自由開放経済政策を推進し、海外投資の誘致を積極的に進めている。日本においても、従来から、アルゼンチンの豊富な食糧資源や鉱物・エネルギー資源等に対する企業等の関心は高く、2016年11月に日本の現職の総理大臣として57年ぶりにアルゼンチンを訪問した安倍総理も「日本・アルゼンチン経済フォーラム」において、日本企業によるアルゼンチンへの民間投資が更に進むよう取り組む旨を表明していた。こ

¹ UNCTAD 『World Investment Report 2018-Investment and New Industrial Policies』（2018.6.6）88頁

² 『日本経済新聞』（2019.3.27）

のような両国経済関係の緊密化を背景に、同国への日本企業の進出数は 2015 年から 2017 年の 2 年間で 51 社から 100 社（製造業、卸売業・小売業等）に倍増した。

日・アルゼンチン両政府は、両国の一層の経済関係強化を目指し、2016 年 9 月から投資協定締結に向けた政府間交渉を開始し、2018 年 12 月 1 日、安倍総理が G20 ブエノスアイレス・サミット出席のために同国を訪問した際に、日・アルゼンチン投資協定（以下「本協定」という。）が署名された。本協定の署名後、安倍総理は、日・アルゼンチン外交関係樹立 120 周年閉幕式において、「アルゼンチンは自由で開放的な国際経済システムの構築に共に取り組むパートナーであり、日本とアルゼンチンを含む中南米の協力関係を次の段階に引き上げるための政策を進めていく」旨の決意を示した³。

このような経緯を経て、2019 年 3 月 8 日、第 198 回国会（常会）に本協定が提出された。

3. 日・アルゼンチン投資協定の主な内容

本協定は、これまで日本が締結してきた投資協定と同様に、日・アルゼンチン間の投資を促進し、投資家の権利を保護する法的な枠組みについて定めている。具体的には、相手国の投資家及びその投資財産に対し、投資財産の設立段階・設立後の内国民待遇（自国の投資家等に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること）及び最恵国待遇（第三国の投資家等に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること）を保障する「自由化型」の内容を規定している（第 2 条及び第 3 条）。その上で、自由化を留保する措置や分野を附属書（留保表）に列挙する「ネガティブ・リスト方式⁴」を採用している（第 7 条、附属書 I 及び II）。また、投資財産に対する公正な待遇・十分な保護（第 4 条）や正当な補償等を伴わない収用の禁止（第 11 条）等の投資保護規律について規定している。

他方、投資家に対する特定措置の履行要求に関する規定について、日本が締結済みの多くの協定においては、TRIMs 協定に定める内容（例：原材料等の現地調達、輸出制限等）よりも広範に具体的な措置（技術移転要求等）を禁ずる場合が多いが、本協定にはそのような規定は設けられていない。しかし、第 6 条の規定（WTO 協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を与えない旨）を踏まえ、TRIMs 協定に定める内容の特定措置の履行要求を投資家に対して行うことについては禁止されることとなる。

さらに、投資家と投資受入国との間の紛争解決手続として、投資紛争を国際仲裁（世界銀行傘下の投資紛争解決国際センター（ICSID）等）に付託して解決を図る「投資家と国との間の紛争解決（ISDS）手続」が規定されている（第 25 条～第 28 条）。ただし、本協定の ISDS 手続は、投資財産設立後の投資紛争にのみ適用されることとなっている。

まさき ゆりえ
（正木 佑里恵・外交防衛委員会調査室）

³ 外務省ウェブサイト〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/ar/page1_000714.html〉（2019. 4. 9 最終アクセス）

⁴ WTO 協定で採用されている「ポジティブ・リスト方式（義務の遵守を約束する分野のみを列挙する方式）」と比較して規制の現状や根拠法令を明確にできる利点があり、規制の透明性や予見可能性が高いとされる。